○ 請負工事成績評定要領

制定　平成 27 年４月１日

（目的）

第１条　この要領は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第２条　評定の対象は、完成検査時の請負代金額が 100 万円を超える請負工事とする。

（評定者）

第３条　前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1)　監督職員

大阪市･八尾市･松原市環境施設組合契約規則第 41 条第１項の規定により、事務局長が指定する請負契約の適正な履行を確保するために必要な監督を担当する職員

(2)　補助監督職員

前号の監督職員を直接補助する職員

(3)　検査職員

大阪市･八尾市･松原市環境施設組合契約規則第 41 条第１項の規定により、事務局長が指定する請負契約についての給付の完了の確認のために必要な検査を担当する職員

（評定の方法）

第４条　評定は、監督又は検査で確認した事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

２　評定者は、工事ごとに定める工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（様式３）に基づき評定を行い、事業請負成績調書成績評定採点表（様式１）及び細目別評定点採点表（様式２）を作成するものとする。

（評定の時期）

第５条　監督職員及び補助監督職員は、工事完成時に、検査職員は、検査実施時にそれぞれ評定を行うものとする。

（成績不良工事に関する報告）

第６条　評定の結果、評定点が 60 点未満の場合は、速やかに経理課へ報告するものとする。

（評定結果の通知）

第７条　検査職員は、評定結果を工事成績評定通知書（様式４）により、当該工事の受注者に速やかに通知するものとする。

（評定結果の公表）

第８条　前条による通知後、評定日の属する月の翌々月の 10 日までに閲覧所及び大阪市・八尾市・松原市環境施設組合ホームページにおいて、評定結果を公表するものとする。

２　前項の公表は、請負工事成績評定結果一覧表（様式５）にて行うものとする。

３　公表期間は、評定日の属する年度の翌年度末日までとする。

（評定の修正）

第９条　第７条の通知後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該評定を修正しなければならない。

(1)　当該工事に関し、評定後に粗雑な履行が判明したことにより、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下「停止措置」という。）が行われた場合

(2)　当該工事に関し、評定後に施工体制台帳等の提出書類に虚偽記載が判明したことにより、停止措置が行われた場合

(3)　当該工事に関し、評定後に建設業法違反行為が判明したことにより、停止措置が行われた場合

(4)　当該工事に関し、評定上の考査誤り又は計算誤りが判明した場合

2　前項の規定による修正を行う対象は、修正を行う年度を含む過去６年度間に評定したものとする。

3　第１項により修正した場合は、遅滞なくその結果を、工事成績評定通知書（再通知）（様式６）により、当該工事の受注者に通知し、前条の公表についても修正を行うものとする。なお、公表の修正を行う際には、請負工事成績評定結果一覧表（様式５）の備考欄に修正した旨を記載すること。

（説明請求等）

第10条　第７条又は前条第３項の規定により評定結果の通知を受けた受注者は、その評定結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が本組合における執務の休日に当るときはその翌日）以内に、書面により、事務局長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2　前項の規定により説明を求められた場合、事務局長は、所属内の成績評定関係者の意見を聞き、工事成績評定に係る説明書（様式 7）により回答するものとする。

（再説明請求等）

第 11 条　前条第 2 項の回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して 14 日（期間の末日が本組合における執務の休日に当るときはその翌日）以内に書面により、事務局長に対して再説明の請求を求めることができる。

2　前項の規定により再説明を求められた場合、事務局長は、工事成績評定に係る再説明書（様式 8）により回答するものとする。

附　則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降に完成する工事について適用する。

（様式１）

事 業 請 負 成 績 調 書
成 績 評 定 採 点 表

契約番号	

工　事　名		契約金額（最終）	円
受 注 者 名		検査年月日	
工　　期	～	完成年月日	

考　査　項　目		補助監督職員					監督職員					検査職員				
		○○　○○					○○　○○					○○　○○				
項　目	細　　別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	+1.0	+0.5	0	−5.0	−10										
	Ⅱ．配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5.0	−10										
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10						+5	+2.5	0	−7.5	−15
	Ⅱ．工程管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10	+2.0	+1.0	0	−7.5	−15					
	Ⅲ．安全対策	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10	+3.0	+1.5	0	−7.5	−15					
	Ⅳ．対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5										
3．出来形	Ⅰ．出来形	+4.0	+2.0	0	−2.5	−5						+10	+5	0	−10	−20
及び	Ⅱ．品　質	+5.0	+2.5	0	−2.5	−5						+15	+7.5	0	−12.5	−25
出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ											+5	+2.5	0	−5	
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応						＋(20)		0							
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	＋(7)		0												
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等						+10	+5	0							
加減点合計(1＋2＋3＋4＋5＋6)		点					点					点				
評定点（６５点±加減点合計）		①　　点					②　　点					③　　点				
7．評定点計		点　(①×0.4＋②×0.2+③×0.4) ＝　評定点計														
8．法令遵守等							点									
9．評定点合計		点　○7．評定点計－８．法令遵守等　（小数第1位を四捨五入）														

所　　見	補助監督職員	監督職員	検査職員

※1　1～3の評定(65点±加減点合計)　＋　4，5，6の評定　＝　評定点
※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤環境、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
　　評価にあたっては、担当部局課内での責任者による合議を原則とする。
※3　創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。
※4　社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
※5　所見は必ず記載する。
※6　各考査項目毎の採点は、補助監督職員は様式3・1-①～⑥、監督職員は様式3・2-①～⑤、検査職員は様式3・4-①～③によるものとし、検査職員の評価に先立ち、補助監督職員・監督職員が記入する。
※7　法令遵守等の評価は、監督職員が行う。
※8　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

（様式２）

細 目 別 評 定 点 採 点 表

項　　目	細　　別	細目別 評定点	基準点	合計点
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	0.4 点	2.9 点	3.3 点
	Ⅱ. 配置技術者	1.2 点	2.9 点	4.1 点
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	3.6 点	9.4 点	13.0 点
	Ⅱ. 工程管理	2.0 点	6.1 点	8.1 点
	Ⅲ. 安全対策	2.6 点	6.2 点	8.8 点
	Ⅳ. 対外関係	0.8 点	2.9 点	3.7 点
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅰ. 出来形	5.6 点	9.3 点	14.9 点
	Ⅱ. 品質	8.0 点	9.4 点	17.4 点
	Ⅲ. 出来ばえ	2.0 点	6.5 点	8.5 点
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	4.0 点	3.3 点	7.3 点
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	2.8 点	2.9 点	5.7 点
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	2.0 点	3.2 点	5.2 点
7. 法令遵守等		0.0 点	―	0.0 点
評　定　点　計		35.0 点	65.0 点	**100 点**

（様式３）

１－①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	□ 施工体制が適切である	□ 施工体制がほぼ適切である	□ 他の項目に該当しない	□ 施工体制がやや不備である	□ 施工体制が不備である
		「評価対象項目」 □ □ 作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体系図で確認できる。 □ □ 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後１０日以内に行われている。 □ □ 品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。 □ □ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 □ □ 請負代金内訳書が契約後２１日以内に提出されている。 □ □ 施工体制台帳、施工体系図が整備され施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 □ □ 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 □ □ 緊急指示等に対する対応が速やかである。 □ □ 施工体制一般について、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ □ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d				□ 施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。 上記該当があれば・・・・e
				①　該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		
	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）	□ 技術者が適切に配置されている	□ 技術者がほぼ適切に配置されている	□ 他の項目に該当しない	□ 技術者の配置がやや不備である	□ 技術者の配置が不備である
		「評価対象項目」 □ □ 現場代理人として、工事全体の把握ができている。 □ □ 現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。 □ □ 書類整理、資料整理が適切に処理されている。 □ □ 施工に先だち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 □ □ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 □ □ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 □ □ 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。 □ □ 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。 □ □ 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。 □ □ 作業主任者を選任し、適切に配置している。 □ □ 専門技術者を選任し、配置している。 □ □ 配置技術者について、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ □ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d				□現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。 □専門技術者が配置されていない。 上記該当が１項目でもあれば・・・・d 上記該当が２項目あれば・・・・・・e
				①　該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		

（様式３）

１－②

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅰ．施工管理</td><td>□ 施工管理が適切である</td><td>□ 施工管理がほぼ適切である</td><td>□ 他の項目に該当しない</td><td>□ 施工管理がやや不備である</td><td>□ 施工管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ □工事請負契約書約款または契約書１９条第１項第１号から５号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。
□ □施工計画書と現場施工方法が一致している。
□ □施工計画書と現場の施工体制等が一致している。
□ □施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
□ □工事材料の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている。
□ □品質確保のための対策が見られる。
□ □日常の出来形管理が適時、的確に行われている。
□ □日常の品質管理が適時、的確に行われている。
□ □現場内での整理整頓が日常的になされている。
□ □使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。
□ □現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。
□ □段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。
□ □立会確認等の手続きが適時、的確になされている。
□ □工事記録の整備が適時、的確になされている。
□ □建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。
□ □工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。
□ □施工管理について、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □その他（　　）

□設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。
□施工計画書が工事着手前に提出されていない。
□定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。
□契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。

上記該当が１項目でもあれば・・・・d
上記該当が２項目以上あれば・・・・e

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理</td><td>□ 工程管理が適切である</td><td>□ 工程管理がほぼ適切である</td><td>□ 他の項目に該当しない</td><td>□ 工程管理がやや不備である</td><td>□ 工程管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ □フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。
□ □時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。
□ □現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。
□ □休日の確保を行っている。
□ □工程表の内容が検討され充実している。
□ □夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。
□ □現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。
□ □工程管理について、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □その他（　　）

□自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d

□受注者の責により工期内に完成させなかった。
（但し、改善指示による場合を除く）

上記該当があれば・・・e

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

（様式３）

１－③

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅲ. 安全対策</td><td>□ 安全対策を適切に行った</td><td>□ 安全対策をほぼ適切に行った</td><td>□ 他の項目に該当しない</td><td>□ 安全対策がやや不備であった</td><td>□ 安全対策が不備であった</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ □ 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、１回／月以上活動し、記録が整備されている。
□ □ 店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。
□ □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。
□ □ 安全教育・訓練等を半日／月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。
□ □ 安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録が整備されている。
□ □ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。
□ □ 安全管理の臨機の措置を行った。
□ □ 過積載防止に積極的に取り組んでいる。
□ □ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。
□ □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
□ □ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
□ □ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
□ □ 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。
□ □ 安全対策について、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。

上記該当があれば・・・d

□ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅳ. 対外関係</td><td>□ 対外関係が適切であった</td><td>□ 対外関係がほぼ適切であった</td><td>□ 他の項目に該当しない</td><td>□ 対外関係がやや不備であった</td><td>□ 対外関係が不備であった</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ □ 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。
□ □ 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。
□ □ 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。
□ □ 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。
□ □ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。
□ □ 対外関係について、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。
□ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った。

上記該当が１項目でもあれば・・・d

□ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

（様式３）

１－④－１

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅰ．出来形
土木工事</td><td>□ 出来形管理が適切である。</td><td>□ 出来形管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□　出来形管理がやや不備である。</td><td>□ 出来形管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>出来形管理の測定値が10点以上ある場合、測定値の規格値に対する、ばらつきを基に判定する。</td><td colspan="3">○ a 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。
○ b 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。
○ c 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a.bに該当しない。
○ d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。

○ e 契約書18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td><td>□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□契約書18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>出来形の測定箇所数等が少量（10点未満）で、その測定値のばらつきだけでの確認では不十分な工事については、「評価対象項目」で評価する。</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。
□□不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□□社内の管理基準に基づき管理している。
□□施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
□□設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□□その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

１－④－２

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	建築工事	「評価対象項目」 □ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □ □ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □ □ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 □ □ 出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足している。 □ □ 出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足している。 □ □ その他(　　) **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

１－④－３

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	機械設備工事（プラント）	「評価対象項目」 □□据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 □□出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □□自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 □□設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 □□塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 □□溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 □□自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □□写真管理基準の管理項目を満足している。 □□分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 □□出来形（製品含む）の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足している。 □□出来形（製品含む）の性能、機能が設計値（設計図書）を満足している。 □□据付基礎ボルトの施工が適切である。 □□基礎の施工（鉄筋、かぶり、仕上げ）が仕様を満足している。 □□その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d			□監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

１－④－４

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

（補助監督職員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□　出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	電気設備工事（プラント）	「評価対象項目」 □ □出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。 □ □出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □ □自社の写真管理基準等を設定し、適切に管理している。 □ □出来形（製品含む）の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足している。 □ □出来形（製品含む）の性能、機能が設計値（設計図書）を満足している。 □ □設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 □ □設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図面どおりに施工されている。 □ □配管及び配線が設計図書又は承諾図面どおりに敷設されている。 □ □行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられている。 □ □配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

（様式３）

１－④－５

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅰ．出来形</td><td>□ 出来形管理が適切である。</td><td>□ 出来形管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□　出来形管理がやや不備である。</td><td>□ 出来形管理が不備である。</td></tr>
<tr><td></td><td>建築機械
設備工事
（下水道用建築設備）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。
□ □出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□ □施工計画書に示された施工管理基準に沿った施工管理が実施されている。
□ □写真管理基準の管理項目を満足している。
□ □出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。
□ □出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。
□ □解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切である。
□ □その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

（様式３）

１－④－６

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

（補助監督職員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□　出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	建築電気設備工事（下水道用建築設備）	「評価対象項目」 □□出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。 □□出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □□自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □□写真管理基準の管理項目を満足している。 □□出来形（製品含む）の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足している。 □□出来形（製品含む）の性能、機能が設計値（設計図書）を満足している。 □□施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □□解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □□その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d ①　該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

（様式３）

１－⑤

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 総合	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。又は、品質管理が適切である。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。又は、品質管理がほぼ適切である。	□ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、品質管理項目がない工事。及び、他の項目に該当しない。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越るものがあり、ばらつきが大きい。又は、品質がやや不備である。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。又は、品質が不備である。
		◉ 土木工事 ○ 建築工事（新築） ○ 建築工事（改修） ○ 電気設備工事（建築） ○ 給排水衛生冷暖房工事 ○ 建築工事（畳） ○ 建築工事（解体） ○ 建築工事（塗装） ○ 建築工事（フェンス） ○ 機械設備工事（プラント） ○ 電気設備工事（プラント） ○ 建築機械設備工事（下水道用建築設備） ○ 建築電気設備工事（下水道用建築設備）			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・ｄ	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・ｅ

（様式３）

１－⑤－１

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質

土木工事</td><td>□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。</td><td>□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。</td><td>□ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、品質管理項目がない工事。</td><td>□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越るものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>品質管理の測定値が10点以上ある場合、測定値の規格値に対する、ばらつきを基に判定する。</td><td colspan="3">●土木で複数選択した場合の工種名

○ａ 品質測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50％以内である。
○ｂ 品質測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80％以内である。
○ｃ 品質測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、品質管理項目がない工事。
○ｄ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
○ｅ 契約書18条に基づき、監督職員が改善請求を行った。

※品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会、試験結果等を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td><td>□監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・ｄ</td><td>□契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・ｅ</td></tr>
<tr><td>品質の測定箇所数等が少量（10点未満）で、その測定値のばらつきだけでの確認では不十分な工事については、「評価対象項目」で評価する。</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 品質管理方法が施工計画書に明確に定められている。
□□ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
□□ 材料の品質証明が適切である。
□□ 受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０％以上・・・・・・・・ａ
評価値が８０％以上９０％未満・・・ ｂ
評価値が６０％以上８０％未満・・・ ｃ
評価値が６０％未満・・・・・・・・ｄ

①　該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。
③　評価値（　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

１－⑤－２

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	建築工事（新築） 新築住宅 住戸改善 耐震改修	「評価対象項目」 （躯体工事） □□ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 □□ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 □□ 材料の品質証明が適切である。 □□ コンクリートの配合計画書により管理が適切に行われている。 □□ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認されている。 □□ 型枠・支保工の取外しが適切に管理されている。 □□ 鉄筋の加工・組立てが適正であることが確認できる。 □□ 鉄筋の圧接作業員の技量が確認でき、圧接部の非破壊検査が合格している。 □□ 鉄骨の加工工場が仕様書を満足している。 □□ 鉄骨の加工・組立てが適正であることが確認できる。 □□ 鉄鋼角溶接作業員の技量確認が行われており、溶接部の非破壊検査が合格している。 □□ 受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 □□ 不可視部分の写真記録が適切である。 □□ その他（　　） （仕上工事） □□ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 □□ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 □□ 材料の品質証明が適切である。 □□ 指定された性能試験等が行われ、基準を満足している。 □□ 責任施工にかかる保証書が提出されている。 □□ 受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

（様式３）

１－⑤－３

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築工事
（改修）

住戸内改修
台所改修
防水改修</td><td colspan="3">「評価対象項目」

□□ 品質管理方法が明確である。
□□ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
□□ 材料の品質証明が適切である。
□□ 責任施工にかかる保証書が提出されている。
□□ 受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□□ 品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

（様式３）

１－⑤－４

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>電気設備工事
（建築）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
（機材）
□ □ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□ □ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□ □ その他（　　）
（施工）
□ □ 品質計画による品質管理記録が整備されている。
□ □ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□ □ 機器類の据付・取付け等、現場施工の状態が適切である。
□ □ 施工完了時の試験及び記録が適切である。
□ □ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。
□ □ 不可視部分の写真記録が適切である。
□ □ 法令、安全、維持管理等に関わる手直し事項が少ない。
□ □ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

（様式３）

１－⑤－５

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	給排水衛生冷暖房工事	「評価対象項目」 （機材） □□ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □□ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □□ その他（　　） （施工） □□ 品質計画による品質管理記録が整備されている。 □□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 □□ 機器類の据付・取付け等、現場施工の状態が適切である。 □□ 施工完了時の試験及び記録が適切である。 □□ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 □□ 不可視部分の写真記録が適切である。 □□ 法令、安全、維持管理に関わる手直し事項が少ない。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

（様式３）

１－⑤－６

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築工事
（畳）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
（機材）
□□ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規格証明書が整備されている。
□□ 仕様書に記載されている品質表示が確認できる。
□□ 施工の品質・形状が適切で良好である。
□□ 畳の厚さが均一である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

（様式３）

１－⑤－７

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	建築工事（解体）	「評価対象項目」 □ □ 分別、再資源化を適切に実施している。 □ □ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 □ □ 廃棄物の処理が適切である。 □ □ 受注者の管理記録が整備されている。 □ □ 不可視部分の写真記録が適正である。 □ □ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば…d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば…e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

1－⑤－8

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	建築工事（塗装）	「評価対象項目」 □□ 品質管理記録が整理されている。（塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）） □□ 品質管理についての工事記録写真が整理されている。（ケレンが入念に実施されていることが確認できる。） □□ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。 □□ 塗料を使用前に撹拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 □□ 塗膜に有害な付着物がない。 □□ 塗料の必要量が確認でき、充缶及び空缶管理が、写真等で確実に確認できる。 □□ 足場の施工と管理を適切に行っている。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば…d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば…e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

１－⑤－９

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築工事
（フェンス）</td><td colspan="3">「評価対象項目」

□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□□ 品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。
□□ 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
□□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

該当項目があれば…d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

該当項目があれば…e</td></tr>
</table>

（様式３）

１－⑤－10

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	機械設備工事（プラント）	「評価対象項目」 □□ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 □□ 設備の機能及び性能を承諾図面のとおり確保している。 □□ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図面として提出している。 □□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □□ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □□ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □□ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図面のとおり配置し、操作性に優れている。 □□ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図面のとおり機能している。 □□ 小配管、電気配線・配管が承諾図面のとおり敷設している。 □□ 設備の取扱説明書を工夫している。 □□ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 □□ 機器に運転上必要な案内注意表示（ＰＬ法等）があり、計器類は現場盤ならびに管理導線上から確認できる。 □□ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 □□ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 □□ バルブ類の平常の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 □□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 □□ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 □□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □□ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 □□ 不可視部分の写真記録が適切である。 □□ 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。 □□ 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

1－⑤－11

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	電気設備工事（プラント）	「評価対象項目」 □□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 □□ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 □□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □□ 操作スイッチや表示灯が承諾図面のとおり配置され、操作性に優れている。 □□ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 □□ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 □□ 操作制御設備関係の機能及び性能が、仕様書を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 □□ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 □□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 □□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 □□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 □□ 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。 □□ 機器据付等、現場施工の状態が良好である。 □□ 不可視部分の写真記録が適切である。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

（様式３）

1－⑤－12

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	建築機械 設備工事 （下水道用建築設備）	「評価対象項目」 □□ 機器の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □□ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □□ 当該工事の内容に対応した施工管理計画（対象項目等の明示）を作成している。 □□ 品質施工計画書による品質管理記録が整備されている。 □□ 施工の品質及び形状が的確で良好な施工である。 □□ 機器類の据付け・取付け等・現場施工の状況が適切である。 □□ 施工中及び施工完了時の試験及び記録が適切である。 □□ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 □□ 不可視部分の写真記録が適切である。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

１－⑤－13

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	建築電気 設備工事 （下水道用建築設備）	「評価対象項目」 □□ 機材の品質及び形状が、書面等により確認でき、設計図書を満足している。 □□ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □□ 品質施工計画書による品質管理記録が整備されている。 □□ 施工の品質及び形状が的確で良好な施工である。 □□ 機器類の据付・取付け等、現場施工の状態が適切である。 □□ 施工中及び施工完了時の試験及び記録が適切である。 □□ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 □□ 不可視部分の写真記録が適切である。 □□ 法令、安全、維持管理等に関わる手直し事項が少ない。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

（様式３）

１－⑥

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

●下記の該当項目をチェック

考査項目	細別	１．創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）	施工性	品質	安全性	作業環境	その他（項目記載）
５．創意工夫 【軽微なもの】	Ⅰ．創意工夫 キーワード評価 土木、建築工事 共通	●準備・後片づけ関係 □ １．測量・位置出しにおける工夫 □ ２．現地調査方法の工夫 □ ３．その他 理由：	□ □ □	□ □ □	□ □	□ □	□ □ □
		●施工関係 □ ４．施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 □ ５．コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫及び工事加工製品を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫。又は、リサイクルに対する積極的な取り組み。 □ ６．土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 □ ７．部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 □ ８．設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 □ ９．給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 □ １０．照明・視界確保等の工夫 □ １１．仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 □ １２．運搬車両・施工機械等の工夫 □ １３．支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 □ １４．施工管理及び品質向上等の工夫 □ １５．建築工事でプレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫 □ １６．建築工事で改修工事における仮設備の工夫 □ １７．その他 理由：	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		●品質関係 □ １８．集計ソフト等の活用と工夫 □ １９．土工関係、設備関係、電気関係の工夫 □ ２０．コンクリートの打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来形・品質等） □ ２１．鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 □ ２２．配筋・溶接作業等に関係する工夫 □ ２３．建築関係で躯体工事の品質管理の工夫 □ ２４．建築関係で材料の検査試験に関する工夫 □ ２５．建築関係で施工の検査試験に関する工夫 □ ２６．建築関係で品質試験方法の工夫 □ ２７．その他 理由：		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □			

		●安全衛生関係 □ ２８．安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ ２９．安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 □ ３０．現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 □ ３１．酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理。及び粉塵防止策や作業中の換気等等の工夫 □ ３２．供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 □ ３３．作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 □ ３４．建築工事で苦渋作業等の作業環境低減等の工夫 □ ３５．ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □ ３６．その他 理由： **□ ３７．建災防等による建設従事者に対する安全衛生教育（該当があればチェック。）**	□ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □
		●施工管理関係 □ ３８．盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関係する工夫 □ ３９．建築工事で出来形管理等に関する工夫 □ ４０．施工計画書及び写真管理等の工夫（デジタル写真ソフトの活用等） □ ４１．出来形、品質との計測関係等の工夫。及び集計、管理図等の工夫 □ ４２．ＣＡＤ、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用 □ ４３．その他 理由：		□ □ □ □ □ □			
		●その他 □ ４４．その他 理由： □ ４５．その他 理由： □ ４６．その他 理由：	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点：○○ ・ 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・ 加点は＋７点～０点の範囲とする。 ・ 該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。 ・ １項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えても良い。	【創意工夫の詳細評価】				

※１．創意工夫においては、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※２．「２．施工状況」「３．出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※３．創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※４．キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、担当部局課内での責任者による合議を原則として記述する。

（様式３）

２－①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅱ．工程管理	□ 工程管理が非常に優れている	□ 工程管理がやや優れている	□ 他の項目に該当しない	□ 工程管理がやや不備である	□ 工程管理が不備である
		●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 □ 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 □ 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □ 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □ 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 □ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □ その他（　　）			●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ○ a　５項目程度以上評価 ○ b　３項目程度以上評価 ○ c　１項目程度以上評価 ○ d　工程管理がやや不備である ○ e　工程管理が不備である	

（様式３）

２－②

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>２．施工状況</td><td>Ⅲ．安全対策</td><td>☐ 安全対策が非常に優れている</td><td>☐ 安全対策がやや優れている</td><td>☐ 他の項目に該当しない</td><td>☐ 安全対策がやや不備である</td><td>☐ 安全対策が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。
☐ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
☐ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
☐ 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。
☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
☐ 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。
☐ 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。
☐ その他（　　）</td><td colspan="2">●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること）
○ a　６項目程度以上評価
○ b　３項目程度以上評価
○ c　１項目程度以上評価
○ d　安全対策がやや不備である
○ e　安全対策が不備である</td></tr>
</table>

（様式３）

２－③－１

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（監督職員）

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性 【一般工事】 港湾工事・営繕工事を除く	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ．構造物の特殊性への対応 □ １．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ ２．対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ ３．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば４点の加点とする。	（１．について） 切土の土工量：20万m3以上、盛土の土工量：15万m3以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m2以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m2以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m3以上、流路工の計画高水流量：500m3以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m3/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 （２．について） ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要となる工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡張工事。 （３．について） ・その他、構造物特有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ．都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ ４．地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ ５．周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ ６．周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ ７．現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ ８．緊急時に対応が特に必要な工事 □ ９．施工範囲が広範囲にわたる工事 □ １０．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば６点の加点とする。	（４．について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 （５．について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 （６．について） ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 （７．について） ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 （８．について） ・緊急時の作業があり、その作業のすべてに対応した工事。 （９．について） ・作業現場が広範囲に分布している工事。 （１０．について） ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ．厳しい自然・地盤条件の対応 □ １１．特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ １２．雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ １３．急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ １４．動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ １５．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば４点の加点とする。	（１１．について） ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 （１２．について） ・海岸又は河川区域のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 （１３．について） ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 （１４．について） ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 （１５．について） ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。

		Ⅳ．長期工事における安全確保への対応 □ １６．１２ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □ １７．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば６点の加点とする。	
	評価	評点：　〇〇	

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。
※２．評価にあたっては、担当部局課内での責任者による合議を原則とする。

（様式３）

２－③－２

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（監督職員）

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性 【港湾工事】	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ．構造物の特殊性への対応 □ １．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ ２．対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ ３．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば４点の加点とする。	（１．について） 切土の土工量：20万m3以上、盛土の土工量：15万m3以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m2以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m2以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m3以上、流路工の計画高水流量：500m3以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m3/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上、地盤改良工事の改良長さ：30m以上、基礎工事のマウンド天端：-14m以深、ケーソン製作又は据付工事のケーソン質量：2000t以上、ブロック類製作工事のブロック質量：50t以上、防波堤又は岸壁工事の構造物水深：-14m以上 （２．について） ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要となる工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡張工事。 （３．について） ・その他、構造物特有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 （遠距離土捨て、大型ケーソンの長距離回航、施工実績の少ない新工法・新技術等） ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ．都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ ４．地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ ５．周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ ６．周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ ７．供用中の港湾施設等の利用規制、現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ ８．緊急時に対応が特に必要な工事 □ ９．施工範囲が広範囲にわたる工事 □ １０．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば６点の加点とする。	（４．について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 ・養殖漁業への工事の影響に特段配慮が必要な工事。 ・空港の制限区域内での工事。 （５．について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整（漁業者、海事関係者、近隣住民）や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・航路の切り回し、船舶航行等による作業の規制により、特に施工工程への影響がある工事。 ・水深25mを超える大水深での潜水作業を行う工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 （６．について） ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 （７．について） ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 ・供用している航路、泊地内で航路標識等の移設が必要な工事。 （８．について） ・緊急時の作業があり、その作業のすべてに対応した工事。 （９．について） ・作業現場が広範囲に分布している工事。 （１０．について） ・施工ヤードの広さや工事範囲又は高さに制限があり、作業船舶、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

		Ⅲ．厳しい自然・地盤条件の対応 □ １１．特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ １２．雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ １３．急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ １４．動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ １５．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば４点の加点とする。	（１１．について） ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 （１２．について） ・海岸又は河川区域のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 （１３．について） ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 （１４．について） ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 （１５．について） ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ．長期工事における安全確保への対応 □ １６．１２ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □ １７．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば６点の加点とする。	
	評価	評点： ○○	

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。
※２．評価にあたっては、担当部局課内での責任者による合議を原則とする。

（様式３）

２－③－３

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（監督職員）

考査項目	細別	対象事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性 【営繕工事】	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ．建物規模への対応 ☐ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 地上９階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば２点の加点とする。 評点：○○　詳細評価内容：	
		Ⅱ．建物固有の機能の難しさへの対応 ☐ 対象建物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば２点の加点とする。 評点：○○　詳細評価内容：	・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設・美術館等、特殊機能、設備機能の有る建物
		Ⅲ．建物固有の施工技術の難しさへの対応 ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合　【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば２点の加点とする。 評点：○○　詳細評価内容：	・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		Ⅳ．厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） ☐ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば２点の加点とする。 評点：○○　詳細評価内容：	・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事

		Ⅴ．厳しい周辺環境、社会条件との対応 □ 地中埋設物等の作業障害 □ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば２点の加点とする。	・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		評点：○○ / 詳細評価内容：	
	（最大　２０点）	Ⅵ．施工現場での対応 【長期工事における安全確保への対応】 □ １２ケ月を超える工事で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 □ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】 □ 工事の実施に当たり各種の制約があり、工期的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 □ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 □ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 □ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 □ 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事 □ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 □ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □ その他 理由： ※上記の対応事項に1つにレ点が付けば４点の加点とし、最大１０点とする	
	評 点 計：○○	評点：○○ / 詳細評価内容：	

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。なお、１項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。
※２．補助監督職員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
※３．評価に当たっては、補助監督職員の意見も参考に評価する。
※４．レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

（様式３）

２－④

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	□ 地域への貢献が非常に優れている	□ 地域への貢献がやや優れている	□ 他の項目に該当しない		

●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。

□ 河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。
□ 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。
□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
□ 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。
□ 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。
□ その他（　　）

●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること）

○ a　６項目程度以上評価
○ b　３項目程度以上評価
○ c　２項目程度以下評価

（様式３）

２－⑤

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（監督職員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表

８．法令遵守等

措置内容	措置点数		総合点数
●1回目の措置について（下記の該当項目を１つ選択すること。**該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。**）			
○ １．競争入札参加停止３ヶ月以上	－２０点		
○ ２．競争入札参加停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点		
○ ３．競争入札参加停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点		
○ ４．競争入札参加停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点		
○ ５．文書注意相当	－８点		
○ ６．口頭注意相当	－５点		
○ ７．工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－３点		
○ ８．該当項目なし			
●２回目の措置がある場合（下記の該当項目を１つだけ選択すること、**複数選択しない。１回目を必ず選択しておくこと。**）			
□ １．競争入札参加停止３ヶ月以上			
□ ２．競争入札参加停止２ヶ月以上３ヶ月未満			
□ ３．競争入札参加停止１ヶ月以上２ヶ月未満			
□ ４．競争入札参加停止２週間以上１ヶ月未満			
□ ５．文書注意相当			
□ ６．口頭注意相当			
□ ７．不問			
□ ●同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、３回以上の措置があった場合必ずチェック。（総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。）			
		減点	○○

① 本評価項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注者の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】
１．入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
２．承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
３．宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
４．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
５．当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
６．建設業法に違反する事実が判明した。EX）一括下請け、技術者の専任違反等
７．入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
８．使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
９．監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
１０．下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
１１．過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
１２．受注者の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
１３．下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
１４．安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
１５．施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
１６．その他
理由：

（様式３）

３－①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	□ 施工管理が優れている	□ 施工管理がやや優れている	□ 他の項目に該当しない	□ 施工管理がやや不備である	□ 施工管理が不備である

「評価対象項目」

□□ 工事請負契約書約款または契約書１９条第１項第１号から５号に基づく設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。
□□ 施工計画書と現場施工方法が一致している。
□□ 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。
□□ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。
□□ 見本または工事記録写真等の整理に工夫がみられる。
□□ 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。
□□ 工事記録の整備が適時、的確になされている。
□□ リサイクルへの取り組みが適切になされている。
□□ 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。
□□ 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。
□□ 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。
□□ 施工体制台帳、施工体系図が整備されている。
□□ 施工計画書と現場の施工体制が一致している。
□□ 品質証明体制が確立され、有効に機能している。
□□ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
□□ 工事の関係書類及び資料整理が良い。
□□ 社内の管理基準等が作成され管理している。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。
□ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。

上記該当が１項目でもあれば・・・・d
上記該当が２項目あれば　　・・・・e

（様式３）

３－②－１

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形 土木工事	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	出来形管理の測定値が10点以上ある場合は、測定値の規格値に対するばらつきを基に、上記該当項目数を加味し、ａからｅで最終評価する。 但し、測定値が少数（10点以下）の場合は、上記評価項目での評価とし、この項目による判断はしない。	○ a 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上に該当する。 ○ b 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上に該当する。 ○ c 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a.bに該当しない。 ○ d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ○ e 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※出来形管理項目が設定されていない工事は「ｃ」評価とする。 評価項目で判定する場合は、評価対象項目が2項目以下の場合は「ｃ」とする。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e
	右の項目で該当する項目を評価する。	「評価対象項目」 □□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □□ 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □□ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

（様式３）

３－②－２

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅰ．出来形</td><td>□ 出来形管理が適切である。</td><td>□ 出来形管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□　出来形管理がやや不備である。</td><td>□ 出来形管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□□ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。
□□ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。
□□ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足している。
□□ 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足している。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

（様式３）

３－②－３

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	機械設備工事（プラント）	「評価対象項目」 □□ 当該工事の内容に対応した出来形管理計画（据付手順、基準値等）を作成している。 □□ 据付けに関する出来形管理が容易に把握出来るよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □□ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □□ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 □□ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □□ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □□ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □□ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □□ 受注者の出来形確認記録が整理され、その処置も速やかに行われている。 □□ 出来形管理の各段階の状況が写真により確認でき、それらの写真がよく整理されている。 □□ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 □□ 出来形（製品含む）の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足しバラツキが少ない。 □□ 出来形（製品含む）の性能、機能が設計値（設計図書）を満足しバラツキが少ない。 □□ 据付基礎ボルトの施工が適切である。 □□ 基礎の施工（鉄筋、かぶり、仕上げ）が仕様を満足している。 □□ 各材質、規格及び寸法は設計図書に適合している。 □□ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられている。 □□ 貫通部の処理など、他との接点部分の施工が適切に行われている。 □□ 出来形管理の測定等の結果が施工管理記録に適切にまとめられ、よく整理されている。 □□ 出来形数量及び仕様等が図面、試験成績等で確認でき、その書類等がよく整理されている。 □□ 写真によりすべての出来形数量が確認でき、写真が整理、編集されている。 □□ 施工図により配管、基礎等の形状、数量、仕様等が確認でき、施工図と現場の状況が一致している。 □□ 機器並びに配管等には必用な文字、矢印等が適切な位置に表示されている。 □□ 完成図書には、測定結果等必要な書類が整備されている。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

３－②－４

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅰ　出来形</td><td>□ 出来形管理が適切である。</td><td>□ 出来形管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 出来形管理がやや不備である。</td><td>□ 出来形管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>電気設備工事
（プラント）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。
□□ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□□ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。
□□ 出来形（製品含む）の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足している。
□□ 出来形（製品含む）の性能、機能が設計値（設計図書）を満足している。
□□ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□□ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図面どおりに施工されている。
□□ 配管及び配線が設計図書又は承諾図面どおりに敷設されている。
□□ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられている。
□□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

（様式３）

３－②－５

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	建築機械設備工事（下水道用建築設備）	「評価対象項目」 □□ 出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。 □□ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □□ 施工計画に示された出来形管理基準に沿った施工管理が適切に実施されている。 □□ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □□ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。 □□ 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。 □□ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、適切な処分をしている。 □□ 出来形を反映した完成図書となっている。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

３－②－６

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	建築電気設備工事（下水道用建築設備）	「評価対象項目」 □□ 出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。 □□ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □□ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □□ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □□ 出来形（製品含む）の形状、寸法が基準値（設計図書）を満足している。 □□ 出来形（製品含む）の性能、機能が基準値（設計図書）を満足している。 □□ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □□ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

３－③

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
品質総合評価	土木、建築工事共通 ●とちらかを選択	○ 最大３工種にて評価（**選択した考査項目運用表を下記に必ず入力。以降の該当するシートに評価内容を入力。**） 選択した考査項目運用表 工種名 評価項目のうちチェックをした数 ○○ 評価の対象項目とした数 ○○ 比率 ○ 主たる１工種だけで評価（**選択した考査項目運用表を下記に必ず入力。以降の該当するシートに評価内容を入力。**） 評価項目のうちチェックをした数 ○○ 評価の対象項目とした数 ○○ 比率 □ ｸﾗｯｸがある場合、進行性又は有害なｸﾗｯｸがなく、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 または、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張等にｸﾗｯｸがある場合、進行性又は有害なｸﾗｯｸはなく、発生したｸﾗｯｸには適切な処置を行っている。		□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の項目に該当しない。	□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		最大３工種にて評価 評価項目のうちチェックをした数 ○○ 評価の対象項目とした数 ○○ 比率 主たる１工種だけで評価 評価項目のうちチェックをした数 ○○				

●考査項目運用表を下記から必ず選択しチェックすること。（チェックしないと工事成績採点表に反映されない。）

□ コンクリート構造物工事
□ 鋼橋工事及び鋼構造物工事
□ コンクリート橋工事（ＰＣ，ＲＣ）
□ 舗装工事
□ 維持修繕工事
□ 標識工事
□ 防護柵工事
□ 塗装工事
□ 区画線等設置工事
□ 電線共同溝工事（管路布設段階）
□ 土工事(盛土，築堤)
□ 切土工事
□ 基礎工工事（地盤改良含）
□ 取壊し工事（解体）
□ 仮設工工事
□ 水管橋工事
□ 上水道工事
□ 下水道工事
□ 下水道防食工事（ライニング）
□ 蓋替え工事
□ 公園土木工事
□ フェンス工事
□ 遊具設置工事
□ 植栽工事（新植・捕植）
□ 植栽工事（樹木維持）
□ 港湾築造工事（浚渫・海岸築造含む）
□ シールド工事
□ 開削管路工事
□ 電気・機械工事
□ 軌道及び構築保守工事
□ バス停留所工事
□ 建築工事（新築）
□ 建築工事（改修）
□ 建築工事（畳）
□ 建築工事（解体）
□ 建築工事（塗装）
□ 建築工事（フェンス）
□ 給排水衛生冷暖房工事
□ 機械設備工事（プラント）
□ 電気設備工事（プラント）
□ 建築機械設備工事（下水道用建築設備）
□ 建築電気設備工事（下水道用建築設備）
□ 電気設備工事、照明設備工事、その他類似工事（一般）
□ 通信設備工事、受変電設備工事、その他類似工事
□ 電気設備工事（建築）
□ その他の工事合併工事

（様式３）

３－③－１

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>コンクリート構造物工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
□□ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
□□ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□□ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□□ 型枠、支保工の取り外し時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度を適正に管理されている。
□□ 鉄筋の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。
□□ 鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
□□ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
□□ 鉄筋の本数、配置間隔、継手位置が図面どおり施工され、組立・加工が適正であることが確認できる。
□□ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
□□ ｽﾍﾟｰｻｰの材質が適正で、品質が確認できる。
□□ ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
□□ 品質管理についての工事記録写真が整理されている。
□□ コンクリートの現場養生は、方法、期間とも仕様書や示方書等の規定どおり実施されている。
□□ その他（　　）
●総合評価のシートで対応
ｸﾗｯｸがある場合、進行性又は有害なｸﾗｯｸがなく、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>コンクリート構造物工事</td><td colspan="3">□□ コンクリート構造物の肌が良い。
□□ コンクリート構造物の通りが良い。
□□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□□ クラックがない。
□□ 漏水がない。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－２

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>鋼橋工事
及び
鋼構造物工事
（RC床版工事は
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物
に準ずる）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【工場製作関係】
□□ 鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。
□□ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
□□ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）
□□ 素地調整の場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□□ 塗料の充缶及び空缶管理が、写真等で確実に確認できる。
□□ 溶接の外観検査及び内部欠陥検査を適切に行い書面で整理されている。
□□ 塗料の試験報告書及び出荷証明書等が確認できる。
□□ 塗装作業時の温度、湿度管理及び各層間隔が適切に行われ書面で整理されている。
□□ 亜鉛めっきの工程写真及び付着量が確認できる。
□□ その他（　　）
【架設関係】
□□ ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。
□□ ﾎﾞﾙﾄの締付機、測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施している。
□□ 支承の据付で、ｺﾝｸﾘｰﾄ面のﾁｯﾋﾟﾝｸﾞ及びﾓﾙﾀﾙ付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついている。
□□ 溶接の外観検査及び内部欠陥検査を適切に行い書面で整理されている。
□□ 塗料の試験報告書及び出荷証明書等が確認できる。
□□ 塗料の下地処理が適切に行われ現場確認および書面でも確認できる。
□□ 塗装作業時の温度、湿度管理及び各層間隔が適切に行われ書面で整理されている。
□□ 無収縮モルタル打設時に必要な供試体を採取し、強度、Ｊロート等が現場確認及び書面等で確認できる。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼橋工事
及び
鋼構造物工事
（RC床版工事は
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物
に準ずる）</td><td colspan="3">□□ 表面に補修箇所がない。
□□ 部材表面に傷、錆がない。
□□ 溶接に均一性がある。
□□ 塗装に均一性がある。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－３

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>コンクリート橋工事
（ＰＣ及びＲＣを対象）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
□□ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
□□ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
□□ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□□ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□□ 型枠、支保工の取り外し時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度を適正に管理されている。
□□ 鉄筋の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。
□□ 鉄筋の引張強度または曲げ強度が試験値で確認できる。
□□ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
□□ 鉄筋の本数、配置間隔、継手位置が図面どおり施工され、組立・加工が適正であることが確認できる。
□□ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
□□ ｽﾍﾟｰｻｰの材質が適正で、品質が確認できる。
□□ ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
□□ ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ桁のﾌﾟﾚﾌﾚｸｼｮﾝ管理が適切に行われている。
□□ 装置（機器）のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝが実施されている。
□□ 緊張及びｸﾞﾗｳﾄ管理が適切に実施されている。
□□ ﾌﾟﾚｽﾄﾚｯｼﾝｸﾞ時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。
□□ 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。
□□ その他（　　）

●総合評価のシートで対応
ｸﾗｯｸがある場合、有害又は進行性のｸﾗｯｸが無く、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

①　該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>コンクリート橋工事
（ＰＣ及びＲＣを対象）</td><td colspan="3">□□ コンクリート構造物の肌が良い。
□□ コンクリート構造物の通りが良い。
□□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□□ 支承部の仕上げが良い。
□□ クラックがない。
□□ 漏水がない。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

①　該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－４

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	舗装工事	「評価対象項目」 【路床・路盤工関係】 □□ 仕様書で定められている品質管理試験が実施され、規格値を満足している。 □□ 材料の品質規格証明書が整備されている。 □□ 路床・路盤工のﾌﾟﾙﾌﾛｰﾘﾝｸﾞを適正に行っている。 □□ 路盤の密度試験を適正に行っている。 □□ 仕様書等で定められた１層あたりの敷き均し厚を遵守している。 □□ その他（　　） 【ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工関係】 □□ 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。 （ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の事前審査制度の適用工事は除く） □□ 混合物の温度管理が、舗設時等で整理・記録されている。 □□ 舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通開放を適切に行っている。 □□ 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。 □□ 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 □□ 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。 □□ アスファルト乳剤は、転圧終了直後、必要量を均等に散布し、適切に養生している。 □□ 仕様書等で定められた１層あたりの敷き均し厚を遵守している。 □□ その他（　　） 【ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工関係】 □□ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 □□ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □□ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □□ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間､打設方法、養生方法等を適切に行っている。 □□ ﾁｪｱｰ、ﾀｲﾊﾞｰ等の保管管理が適正であることが確認できる。 □□ すべり抵抗値を満足している。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の項目に該当しない。	□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	舗装工事	□□ 舗装の平坦性が良い。 □□ 構造物の通りが良い。 □□ 端部処理が良い。 □□ 構造物へのすりつけ等が良い。 □□ 雨水処理が良い。 □□ 全体的な美観が良い。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

（様式３）

３－③－５

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>維持修繕工事</td><td colspan="2">「評価対象項目」
□□ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。

□□ 材料の品質規格証明書が整備されている。

□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d</td><td>品質管理項目がない工事。（c評価）
●適用しない。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td colspan="3">① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>維持修繕工事</td><td colspan="3">□□ 小構造物等にも細心の注意が払われている。
□□ きめ細かな施工がなされている。
□□ 既設構造物とのすりつけが良い。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ 仕上り、収まりが良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d</td><td colspan="2">① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－６

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>標識工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。
□□ ﾍﾟｲﾝﾄ式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が10%程度以下である。
□□ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>標識工事</td><td colspan="4">□□ 設置位置に配慮がある。
□□ 標識の向き、角度、支柱の通りが良い。
□□ 標識板、支柱に変色がない。
□□ 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。
□□ 全体的な取り扱いがしやすい。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－７

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>防護柵工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。
□□ ﾍﾟｲﾝﾄ式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が10%程度以下である。
□□ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>防護柵工事</td><td colspan="3">□□ 通りが良い。
□□ 端部処理が良い。
□□ 部材表面に傷、錆がない。
□□ 既設構造物等とのすりつけが良い。
□□ きめ細やかな施工がなされている。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－８

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>塗装工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 品質管理記録が整理されている。（塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む））
□□ 品質管理についての工事記録写真が整理されている。（ケレンが入念に実施されていることが確認できる。）
□□ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。
□□ 塗料を使用前に撹拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。
□□ 塗膜に有害な付着物がない。
□□ 塗料の必要量が確認でき、充缶及び空缶管理が、写真等で確実に確認できる。
□□ 足場の施工と管理を適切に行っている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>塗装工事
（工場塗装を除く）</td><td colspan="3">□□ 塗装の均一性が良い。
□□ 細部まできめ細かな施工がされている。
□□ 補修箇所がない。
□□ ケレンの施工状況が良好である。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－９

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>区画線等
設置工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。
□□ ﾍﾟｲﾝﾄ式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が10%程度以下である。
□□ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>区画線等
設置工事</td><td colspan="4">□□ 塗料の塗布が均一である。
□□ 視認性が良い。
□□ 接着状態が良い。
□□ 施工前の清掃が入念に実施されている。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－10

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない</td><td>□ 品質管理がやや不備である</td><td>□ 品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td>電線共同溝工事
（管路布設段階）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規定証明書等が整備されている。
□□ 桝設置にあたり、基礎砕石が適切に施工され、桝設置については所定の位置に水平に施工されていることが資料等により確認できる。
□□ 管路設置にあたり、管路接続、離隔、埋戻し砂の使用など適切に施工されていることが資料等により確認できる。
□□ 導通性試験及び接続性能試験の実施が確認できる。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>電線共同溝工事
（管路布設段階）</td><td colspan="4">□□ 管路、桝に割れ・カケがない。
□□ 桝への管路取付は、桝内に管路の突出しがない。
□□ 桝蓋のガタつきや路面との間に隙間、段差、蝶番ボルト、ゴムキャップの滅失がない。
□□ 桝蓋の施錠装置が正常に作動する。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－11

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>土工事
（盛土，
築堤等工事）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。
□□ 段切り等が施工前に適切に行われている。
□□ 置換えのための掘削を行うにあたり､掘削面以下を乱さないように施工している。
□□ 締固めを適切な条件で施工している。
□□ 筋芝または種子吹付等を適切に行っている。
□□ 構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行われている。
□□ 土羽土の土質が適正である。
□□ ＣＢＲ試験等を行っている。
□□ 法面に有害なｸﾗｯｸや損傷部がない。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>土工事
（盛土，
築堤等工事）</td><td colspan="3">□□ 仕上げが良い。
□□ 通りが良い。
□□ 端部処理が良い。
□□ 構造物へのすりつけ等が良い。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－12

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>切土工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。
□□ 段切り等が施工前に適切に行われている。
□□ 置換えのための掘削を行うにあたり､掘削面以下を乱さないように施工している。
□□ 締固めを適切な条件で施工している。
□□ 筋芝または種子吹付等を適切に行っている。
□□ 構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行われている。
□□ 土羽土の土質が適正である。
□□ ＣＢＲ試験等を行っている。
□□ 法面に有害なｸﾗｯｸや損傷部がない。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>切土工事</td><td colspan="3">□□ 規定された勾配が確保されている。
□□ 法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。
□□ 法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。
□□ 施工面の木根等が確実に施工されている。
□□ 施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。
□□ 関係構造物等との取り合いが適切に行われている。
□□ 残土等は適切に処理されている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－13

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>基礎工事
（地盤改良等を含む）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【杭関係（ｺﾝｸﾘｰﾄ・鋼管・鋼管井筒等）】
□ □ 杭に損傷及び補修痕がない。
□ □ 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
□ □ 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。
□ □ 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
□ □ 場所打杭についてトレミー管をコンクリート内に２ｍ以上入れて施工していることが確認できる。
□ □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。
□ □ ライナープレートの組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。
□ □ 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。
□ □ その他（　　）
【地盤改良関係】
□ □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
□ □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
□ □ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

①　該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>基礎工事
（地盤改良等を含む）</td><td colspan="3">□ □ 土工関係の仕上げが良い。
□ □ 通りが良い。
□ □ 端部、天端仕上げが良い。
□ □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
□ □ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

①　該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－14

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である</td><td>□ 品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td>取壊し工事
（解体）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
□□ 分別、再資源化を適切に実施している。
□□ 施工計画書に定められた計画により管理されている。
□□ 廃棄物の処理が適切である。
□□ 受注者の管理記録が整備されている。
□□ 不可視部分の写真記録が適正である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>取壊し工事
（解体）</td><td colspan="4">□□ きめ細やかな施工がされている。
□□ 既存部分や関連設備との調整がなされている。
□□ 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。
□□ 取壊し対象（リサイクル材、産業廃棄物等）の散乱等がなく処理が適切である。
□□ 小規模構造物に細心の注意が払われている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－15

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である</td><td>□ 品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td>仮設工工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
□□ 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。
□□ 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。
□□ 周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施している。
□□ 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。
□□ 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>仮設工工事</td><td colspan="3">□□ 鋼矢板・親杭の通りが良い。
□□ 覆工板にがたつきがない。
□□ 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。
□□ 床付け面の仕上げが良い。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－16

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である</td><td>□ 品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td>水管橋工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
□□ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
□□ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
□□ 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。
□□ 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。
□□ 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。
□□ 塗装の塗り残し、むら等がなく、均一性が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>☐ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>水管橋工事</td><td colspan="3">□□ 表面に傷、錆、補修個所がない。
□□ 溶接、塗装組立の均一性が良い。
□□ 管の通りが良い。
□□ コンクリート構造物の肌が良い。
□□ コンクリート構造物の通りが良い。
□□ クラックがない。
□□ 天端仕上げ、端部仕上げが良い。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－17

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である</td><td>□ 品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td>上水道工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□□ 管・弁類の取り扱い及び運搬が適切である。
□□ 管保護工の鉄筋組立、養生が適切である。
□□ 管工の施工状況が適切である。
□□ 土工の施工状況が適切である。
□□ 道路復旧の施工が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d</td><td>① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>上水道工事</td><td colspan="3">□□ 管の埋設状況が良い。
□□ 付属設備（制水弁、消火栓等）の設置状況が良い。
□□ 一次復旧の平坦性が良い。
□□ 仮区画線等の設置状況が良い。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d</td><td>① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－18

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である	□ 品質管理が不備である
	下水道工事	「評価対象項目」 【共　通】 □□ 材料の品質規格証明書が整備されている。 □□ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 □□ 管にクラック、偏平等がない。 □□ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 □□ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □□ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □□ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □□ その他（理由　　） 【開削工】 □□ 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 □□ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 □□ 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 □□ 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 【推進工】 □□ 材料の品質証明書が整備されている。 □□ 日々の掘進管理が常に計測され、かつ記録の確認がなされている。 □□ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 □□ 遠心力鉄筋コンクリート管等にクラックの発生及び欠損がない。 □□ 管の継手部が適切に施工され漏水がない。 □□ 推進部が仕様書・製作要領書に基づいて製作されている。 【管更生工事】 □□ 材料の品質証明書が整備されている。 □□ 施工管理の記録が整理されている。 □□ 外観検査の記録が整理されている。 □□ 障害物の処理が適正に行われている。 □□ 形成管の物性試験の結果が確認できる。（自立管） □□ 充填材の強度試験の結果が確認できる。（複合管） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

	Ⅲ. 出来ばえ 下水道工事	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の項目に該当しない。	□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	

【共　通】
□□ 管口の仕上げが良い。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（理由　　）

【開削工・推進工】
□□ 通りが良い。
□□ 漏水がない。
□□ クラックがない。
□□ マンホール天端と路面とのすりつけが良い。
□□ マンホール等のインバートの仕上げが良い。
□□ 発生土（残土）等は適切に処理されている。
□□ マンホール・ます等の管口及び目地仕上げが良い。
□□ 管目地、注入孔の仕上げが良い。

【管更生工事】
□□ きめ細やかな施工がなされており、傷または補修跡がない。
□□ しわ、膨れがない。　（自立管、二層構造管）
□□ 嵌合、融着の状態が良い。　（複合管）
□□ 真円度が良い。　（複合管）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

３－③－19

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>下水道防食工事
（ライニング）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質証明書が整備されている。
□□ 下地処理が入念に施工されていることが確認できる。
□□ 気温・温度の条件が仕様書の制限を満足している。
□□ 塗り残し、気泡、むら、たれ等の欠陥がない。
□□ 塗膜に有害な付着物がない。
□□ ガラスクロスの重ね代が適正に施工されていることが確認できる。
□□ 各層での仕上げ状態が確認できる。
□□ 外観検査の記録が整理されている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>下水道防食工事
（ライニング）</td><td colspan="3">□□ 全体的な美観が良い。
□□ 塗装の均一性が良い。
□□ 細部まできめ細かな施工がなされている。
□□ 端部処理が良い。
□□ 補修箇所がない。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－20

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>蓋替え工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質証明書が整備されている。
□□ 外観検査の記録が整理されている。
□□ 気象条件に適合した材料を選定したことが確認できる。
□□ 現場養生が共通仕様書に従い適正に施工されている。
□□ 強度試験の結果が確認できる。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>蓋替え工事</td><td colspan="3">□□ 全体的な美観が良い。
□□ 内面の仕上りが良い。
□□ 舗装と蓋のすりつけが良い。
□□ 舗装の平坦性が良い。
□□ きめ細かな施工がなされている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－21

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>公園土木工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□□ 施工条件及び気象条件に適した運搬、施工を適切に行っている。
□□ 品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>公園土木工事</td><td colspan="3">□□ きめ細やかな施工がなされている。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ 全体に調和が良い仕上げである。
□□ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
□□ 通りが良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－22

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>フェンス工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□□ 品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。
□□ 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
□□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>フェンス工事</td><td colspan="3">□□ きめ細やかな施工がなされている。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ 全体に調和が良い仕上げである。
□□ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
□□ 通りが良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－23

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>遊具設置工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□□ 品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。
□□ 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
□□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>遊具設置工事</td><td colspan="4">□□ きめ細やかな施工がなされている。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ 部材表面に傷、錆がない。
□□ 全体に調和が良い仕上である。
□□ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－24

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>植栽工事

（新植・捕植）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□□ 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。
□□ 活着管理が適切に行われている。
□□ 樹木等に損傷､はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。
□□ 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。
□□ 余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れが行われている。
□□ 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。
□□ 形姿の良いものが使用されている。
□□ その他（　　）

該当値が９０%以上・・・・・・・・a
該当値が８０%以上９０%未満・・・ b
該当値が６０%以上８０%未満・・・ c
該当値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>植栽工事

（新植・捕植）</td><td colspan="4">□□ 樹木の活着状況が良い。
□□ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
□□ 支柱の取り付けが堅固である。
□□ 植栽帯の全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

該当値が９０%以上・・・・・・・・a
該当値が８０%以上９０%未満・・・ b
該当値が６０%以上８０%未満・・・ c
該当値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－25

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>植栽工事
（樹木維持）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 仕様書等または見本切りに示された樹形、寸法に従い、過不足なく剪定されている。
□□ 交差枝、ふところ枝、幹吹き等の不要枝、枯枝が漏れなく剪除されている。
□□ 作業用機械を状況に応じ、適切に使用かつ整備している。
□□ 剪定箇所が適切な位置、切り方で剪定されている。
□□ 各施工段階の写真記録が適切になされている。
□□ 仕様書に定める刈込み高、幅や樹形に仕上げられている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>植栽工事
（樹木維持）</td><td colspan="4">□□ 樹形に統一感があり、全体的に美観を呈している。
□□ 樹木の生育状況に応じた施工がなされている。
□□ きめ細かく丁寧な施工がなされている。
□□ 波打ちや歪み等がなく、通りよく施工されている。
□□ 剪定枝、刈込み枝、塵埃の処分が適切になされている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である	□ 品質管理が不備である
	港湾築造工事（浚渫・海岸築造を含む）	「評価対象項目」 【共　通】 □ □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ■ ■ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ■ ■ 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ■ ■ 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 ■ ■ 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 ■ ■ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 □ □ 一般船に十分注意して施工していることが確認できる。 □ □ 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 【浚渫・床掘関係】 ■ ■ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 ■ ■ 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 □ □ 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。 □ □ 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 ■ ■ 土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。 ■ ■ 土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。 ■ ■ 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で、作業日数短縮等も含む） ■ ■ 浚渫・床堀時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。 □ □ 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 ■ ■ 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 ■ ■ 床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。 ■ ■ 置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ■ ■ 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。 【地盤改良関係】 ■ ■ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ■ ■ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ■ ■ ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ・砕石ﾄﾞﾚｰﾝ、ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ及びﾛｯﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 □ □ ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。 □ □ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 □ □ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 □ □ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 □ □ 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。 □ □ 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。 □ □ マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 □ □ 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 【マット、捨石及び均し関係】 □ □ 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 □ □ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 □ □ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 □ □ 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。 【本体：杭及び矢板、控工関係】 □ □ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。 □ □ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。 □ □ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。 □ □ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 □ □ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。 □ □ タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 □ □ タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 □ □ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。			■ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	■ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】
□ □ ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。
□ □ ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
□ □ ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
□ □ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
□ □ ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
□ □ ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。
□ □ ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。
□ □ ケーソン注水時の隔室の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。
□ □ ケーソン仮置き、据付の時期について、仕様書を満足するよう実施されていることが確認できる。
□ □ 中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。
【コンクリート関係】
□ □ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び現場練りコンクリートの場合は試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度、W/C、最大骨材粒径、塩基総量等）が確認できる。
□ □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等を試験した結果が確認できる。
□ □ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種が仕様書に定められた条件を満足している。　（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ □ コンクリート強度を管理し必要な強度に達した後に型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ 鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。
□ □ 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
□ □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までさび、どろ、油等の有害物質が鉄筋に付着しないよう保管管理がされていることが確認できる。
□ □ 鉄筋の組立・加工が設計図書を満足したものであることが確認できる。
□ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ □ ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し､鉄筋のかぶりを確保している。
□ □ コンクリートの養生が、仕様書に定められた通り行われていることが確認できる。
□ □ 進行性又は有害なクラックがない。
（「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じて、dまたはe評価とする。）
【その他】
□ □ （　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

Ⅲ. 出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の項目に該当しない。	□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	

港湾築造工事（浚渫、海岸築造を含む）

【港湾築造工事（海岸築造工事を含む）】
□ □ 構造物等の通りが良い。
□ □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
□ □ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。
□ □ きめ細やかな施工がなされている。
□ □ 全体的な美観が良い。
□ □ クラックがない。（コンクリート工事が含まれる場合）
【港湾浚渫工事（地盤改良工事を含む）】
□ □ 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。
□ □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
□ □ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。
□ □ 浚渫及び盛上り等の土砂が適切に処理されている。
【ブロック製作工事（ケーソン陸上製作工事を含む）】
□ □ コンクリート構造物の肌が良い。
□ □ コンクリート構造物の通りが良い。
□ □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□ □ クラックがない。
□ □ 全体的な美観が良い。
□ □
【その他】
□ □ （　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	シールド工事	「評価対象項目」 □□ 材料の品質規定証明書等が整備されている。 □□ シールド機が仕様書・製作要領書に基づいて製作されている。 □□ セグメントが仕様書・製作要領書に基づいて製作されている。 □□ セグメントに損傷及び補修痕がない。 □□ 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 □□ シールド推進作業等がデータで確認できる。 □□ セグメント組立時に目違い、異物の挟み込み等に注意し丁寧に組立を行い、所定のトルクでボルトが締め付けられていることが確認できる。 □□ セグメント組立後、真円保持装置を使用し形状確保に努めている。 □□ セグメント継手面シール等の防水工が、仕様書に基づき適切に施工され漏水がない。 □□ 施工後のコンクリート系セグメントにクラックの発生及び欠けがない。 □□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □□ スチームフォーム等の取り外しに関して管理されている。 □□ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 □□ 二次覆工コンクリートにクラックの発生がない。 □□ 作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる。 □□ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 □□ 裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切になされている。 □□ 二次コンクリート打設前に付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 □□ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 □□ シールド設備工（坑内外）については、的確に実施されている。 □□ 不可視部分の写真記録が適正である。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の項目に該当しない。	□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	シールド工事	□□ コンクリート構造物の肌が良い。 □□ コンクリーと構造物の通りが良い。 □□ ＲＣセグメントの割れ・カケがない。 □□ 鋼製セグメントの変形がない。 □□ クラックがない。 □□ 漏水がない。 □□ 溶接に均一性がある。 □□ 全体的な美観が良い。 □□ セグメント間の目違い、段差が少ない。 □□ ボルトの締め付け状況が良い。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

（様式３）

３－③－28

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>開削管路工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規定証明書が整備されている。
□□ 中心線の通りが良い。
□□ 管の接合状況が良好であることが確認できる。
□□ 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td colspan="3">①　該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>開削管路工事</td><td colspan="3">□□ マンホール・ます等の目地仕上げが良い。
□□ 管口の仕上げが良い。
□□ マンホール天端と路面のすりつけが良い。
□□ 管の通りが良い。
□□ クラックがない。
□□ 管から漏水がない。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d</td><td colspan="2">①　該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－29

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>電気・機械工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規定証明書が整備されている。
□□ 機械の品質、機能、性能において成績書等が確認でき、満足している。
□□ 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。
□□ 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。
□□ 品質計画による品質管理記録が整備されている。
□□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。
□□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>電気・機械工事</td><td colspan="4">□□ きめ細やかな施工がなされている。
□□ 仕上がり状態が良く、全体的な美観に優れている。
□□ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。
□□ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。
□□ 異常な振動、騒音がなく、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－30

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>軌道及び
構築保守工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規定証明書が整備されている。
□□ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□□ 仕様書に定められている検査が所定どおり実施され、精度の確認がされている。
□□ 材料（支給、調達）が適切に管理されている。
□□ 仕上がりが許容値内が適切に施工されている。
□□ 既設構造物への配慮がなされている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>軌道及び
構築保守工事</td><td colspan="3">□□ 仕上りの均一性、平坦性が良い。
□□ 資料等から不可視部分の施工の良さがうかがえる。
□□ きめ細やかな施工がなされている。
□□ 小構造物等にも細心の注意が払われている。
□□ 既設構造物とのすりつけが良い。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－31

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>バス停留所工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規定証明書が整備されている。
□□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ 既設施設等への取付が的確になされている。
□□ 仕様書に定められている検査が所定どおり実施され、精度の確認がされている。
□□ 材料（支給、調達）が適切に管理されている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>バス停留所工事</td><td colspan="4">□□ 建築物の通り、形状が良い。
□□ 端部処理が良い。
□□ 構造物へのすりつけ等が良い。
□□ 雨水処理が良い。
□□ きめ細やかな施工がなされている。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－32

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築工事
（新築）

建築工事
住戸改善
耐震改修</td><td colspan="3">「評価対象項目」
（躯体工事）
□□ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。
□□ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
□□ 材料の品質証明が適切である。
□□ コンクリートの配合計画書により管理が適切に行われている。
□□ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認されている。
□□ 型枠・支保工の取外しが適切に管理されている。
□□ 鉄筋の加工・組立てが適正であることが確認できる。
□□ 鉄筋の圧接作業員の技量が確認でき、圧接部の非破壊検査が合格している。
□□ 鉄骨の加工工場が仕様を満足している。
□□ 鉄骨の加工・組立てが適正であることが確認できる。
□□ 鉄鋼角溶接作業員の技量確認が行われており、溶接部の非破壊検査が合格している。
□□ 受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□□ その他（　　）
（仕上工事）
□□ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。
□□ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
□□ 材料の品質証明が適切である。
□□ 指定された性能試験等が行われ、基準を満足している。
□□ 責任施工にかかる保障書が提出されている。
□□ 受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅲ．出来ばえ

建築工事
（新築）</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">□□ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
□□ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。
□□ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
□□ 仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い。
□□ 外構を含め全体的な美観が良好である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－33

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築工事
（改修）

住戸内改修
台所改修
防水改修</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 品質管理方法が明確である。
□□ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
□□ 材料の品質証明が適切である。
□□ 責任施工にかかる保障書が提出されている。
□□ 受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□□ 品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>☐ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>建築工事
（改修）</td><td colspan="3">□□ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
□□ 既存部分や関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。
□□ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
□□ 仕上がりの状態が良好である。
□□ 環境への配慮が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－34

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築工事（畳）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 材料の品質規格証明書が整備されている。
□ □ 仕様書に記載されている品質表示が確認できる。
□ □ 施工の品質・形状が適切で良好である。
□ □ 畳の厚さが均一である。
□ □ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>建築工事（畳）</td><td colspan="3">□ □ きめ細やかな施工がなされている。
□ □ 全体的な美観が良い。
□ □ 畳表に浮きがなく色むらがない。
□ □ きしみ音や畳面の不備がない。
□ □ 畳と畳の縁に隙間がない。
□ □ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－35

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である</td><td>□ 品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td>建築工事
（解体）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
□□ 分別、再資源化を適切に実施している。
□□ 施工計画書に定められた計画により管理されている。
□□ 廃棄物の処理が適切である。
□□ 受注者の管理記録が整備されている。
□□ 不可視部分の写真記録が適正である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>建築工事
（解体）</td><td colspan="4">□□ きめ細やかな施工がされている。
□□ 既存部分や関連設備との調整がなされている。
□□ 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。
□□ 取壊し対象（リサイクル材、産業廃棄物等）の散乱等がなく処理が適切である。
□□ 小規模構造物に細心の注意が払われている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－36

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築工事
（塗装）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 品質管理記録が整理されている。（塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む））
□□ 品質管理についての工事記録写真が整理されている。（ケレンが入念に実施されていることが確認できる。）
□□ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。
□□ 塗料を使用前に撹拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。
□□ 塗膜に有害な付着物がない。
□□ 塗料の必要量が確認でき、充缶及び空缶管理が、写真等で確実に確認できる。
□□ 足場の施工と管理を適切に行っている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>建築工事
（塗装）</td><td colspan="4">□□ 塗装の均一性が良い。
□□ 細部までできめ細かな施工がされている。
□□ 補修箇所がない。
□□ ケレンの施工状況が良好である。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－37

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築工事
（フェンス）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□□ 品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。
□□ 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
□□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>建築工事
（フェンス）</td><td colspan="3">□□ きめ細やかな施工がなされている。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ 全体に調和が良い仕上げである。
□□ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
□□ 通りが良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－38

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>給排水衛生冷暖房工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
（機材）
□□ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□□ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□□ その他（　　）
（施工）
□□ 品質計画による品質管理記録が整備されている。
□□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ 機器類の据付・取付け等、現場施工の状態が適切である。
□□ 施工完了時の試験及び記録が適切である。
□□ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。
□□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□□ 法令、安全、維持管理等に関わる手直し事項が少ない。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ
給排水衛生冷暖房工事</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">□□ きめ細かな施工がなされている。
□□ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良くとれた仕上がりである。
□□ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。
□□ 暖冷房衛生設備として高い品質・性能が確保されている。
□□ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－39

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	機械設備工事（プラント）	「評価対象項目」 □□ 現場における機器・材料の品質管理については、施工計画書等により明示されている。 □□ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確保ができる。 □□ 設備の機能及び性能が、承諾図面のとおり確保され、品質の確認ができる。 □□ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図面として提出していることが確認できる。 □□ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 □□ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □□ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □□ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図面のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 □□ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 □□ 小配管、電気配管・配管が承諾図面のとおり敷設していることが確認できる。 □□ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 □□ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法についてまとめていることが確認できる。 □□ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 □□ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □□ 現場作業（各種塗装、コンクリート打設等）について適切な品質管理のもとで施工されていることが書類、写真等で確認できる。 □□ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 □□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 □□ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 □□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □□ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいることが確認できる。 □□ 機器等の品質、性能等の現場単体試験等が適切に行われている状況が書類、写真等で確認できる。 □□ 機器の工場検査・試験については、ＪＩＳ等の指針に基づき、記録・整備され、また、よく整理されている。 □□ 機器等の品質、性能等（総合性能）については、現場試験報告書により確認でき、また、その報告書にはコメント等が記載され、よくまとめられている。 □□ シーケンスに従い正常に動作した。 □□ 不可視部分の写真記録が適切である。 □□ ピット内及び配電盤類の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。 □□ ケレンが適切に実施されていることが確認できる。 □□ 操作制御関係が所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。 □□ 電線類の接続部が適切に処置されている。 □□ 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 □□ 設備の総合性能が設計図面のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。 □□ 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

	Ⅲ. 出来ばえ 機械設備工事 （プラント）	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の項目に該当しない。	□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	

□□ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い
□□ きめ細かな施工がなされている。
□□ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。
□□ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。
□□ 仕上がり状態が良く、全体的な美観が優れている。
□□ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□□ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
□□ 異常な振動、騒音がなく、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れている。
□□ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

３－③－40

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>電気設備工事
（プラント）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□□ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
□□ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□□ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□□ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様書を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
□□ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
□□ 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。
□□ 機器据付等、現場施工の状態が良好である。
□□ 不可視部分の写真が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>電気設備工事
（プラント）</td><td colspan="3">□□ きめ細かい施工がなされている。
□□ 仕上がり状態がよく、全体に調和がとれている。
□□ 安全に対する配慮が適切である。
□□ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。
□□ 総合的な機能、運転性能が優れている。
□□ 全体的な美観が良い。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－41

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	建築機械設備工事（下水道用建築設備）	「評価対象項目」 □□ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □□ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □□ 当該工事の内容に対応した品質管理計画（機材の品質及び形状等）を作成している。 □□ 品質計画による品質管理記録が整備されている。 □□ 施工の品質及び形状が的確で良好な施工である。 □□ 機器類の据付け・取付け等、現場施工の状態が適切である。 □□ 施工中及び施工完了時の試験及び記録が適切である。 □□ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 □□ 工事写真は、写真撮影要領の撮影項目を満足し、よく整理されており、不可視部分についても確認できる。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e
		① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の項目に該当しない。	□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	建築機械設備工事（下水道用建築設備）	□□ きめ細かな施工がなされている。 □□ 関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上げである。 □□ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 □□ 機器又はシステムとして、運転状態、性能が優れている。 □□ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 □□ 環境負荷低減への対策が優れている。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d				
		① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

（様式３）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築電気
設備工事
（下水道用建築
設備）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 機材の品質及び形状が、書面等により確認でき、設計図書を満足している。
□□ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□□ 品質計画による品質管理記録が整備されている。
□□ 施工の品質及び形状が的確で良好な施工である。
□□ 機器類の据付け・取付け等、現場施工の状態が適切である。
□□ 施工中及び施工完了時の試験及び記録が適切である。
□□ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。
□□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□□ 法令、安全、維持管理等に関わる手直し事項が少ない。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>建築電気
設備工事
（下水道用建築
設備）</td><td colspan="4">□□ きめ細かい施工がなされている。
□□ 関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上げである。
□□ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。
□□ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
□□ 運用及び保守点検に対する配慮が適切である。
□□ 環境負荷低減への対策が優れている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－43

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>電気設備工事
照明設備工事
その他類似工事
（一般）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が十分実施され、内容が確認できる。
□□ 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。
□□ 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、設計図書を満足している。
□□ 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。
□□ 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
□□ 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
□□ 製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
□□ 操作制御設備関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。
□□ 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>電気設備工事
照明設備工事
その他類似工事
（一般）</td><td colspan="3">□□ 構造物等にきめ細やかな施工がなされている。
□□ 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。
□□ 構造物とのすりつけが良い。
□□ 製作上の補修痕跡がない。
□□ 全体的な取扱いがしやすい。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－44

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>通信設備工事
受変電設備工事
その他類似工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 単体品（材料・部品組立後）の品質及び形状が均一で、設計図書等との適正が確認でき、証明書等が整備されている。
ただし、ＪＩＳ及び電気用品取締法施行令によるものは、単体品の証明書を省略できるものとする。
□□ 設備の機能が設計図書等との適正が確認でき、その機能の証明書が整備されている。
□□ 設備全体としての運転性能（工場及び現地試験結果）がよく、所定の能力を満足している。
□□ 完成図書において、設備の機能（性能）が容易に判別できる資料等が整備されている。
□□ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備されている。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>通信設備工事
受変電設備工事
その他類似工事</td><td colspan="3">□□ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。
□□ 公共物としての安全、環境、維持、管理への配慮が良い。
□□ 構造物とのすりつけが良い。
□□ 製作上の補修痕跡がない。
□□ 全体的な取扱いがしやすい。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－45

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>電気設備工事
（建築）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
（機材）
□□ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□□ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□□ その他（　　）
（施工）
□□ 品質計画による品質管理記録が整備されている。
□□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ 機器類の据付・取付け、現場施工の状態が適切である。
□□ 施工完了時の試験及び記録が適切である。
□□ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。
□□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□□ 法令、安全、維持管理等に関わる手直し事項が少ない。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>電気設備工事
（建築）</td><td colspan="3">□□ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
□□ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。
□□ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。
□□ 建築電気設備として高い品質・性能が確保されている。
□□ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

３－③－46

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である</td><td>□ 品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td>その他の工事
又は
合併工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 理由
□□ 理由
□□ 理由
□□ 理由
□□ 理由

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の工事
又は
合併工事</td><td colspan="3">□□ 理由
□□ 理由
□□ 理由
□□ 理由
□□ 理由

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式４）

大八松〇第　　号

平成　　年　　月　　日

（契約の相手方）

所　在　地

商号又は名称

代表者　氏名　　様

部　　課

検査職員 役職 氏名

工事成績評定通知書

貴社が受注した下記の工事について、請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が本組合における執務の休日に当るときはその翌日）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

１ 工　事　名　称

２ 契　約　番　号

３ 工　　期

４ 成績評定結果　　点（詳細は、細目別評定点採点表 参照）

５ 送　付　先 ※

６ 手続等の問い合わせ先※

※送付先、手続等の問い合わせ先は各課事情に応じたものとしてください。

注）本通知は各課の判断により、当該検査の結果の通知を兼ねたものにすることができる。

様式５

請負工事成績評定結果一覧表（平成　　年　　月分）

No	契約番号	工事名称	受注者名	評定点	備考

お問い合わせ先
○○○部○○○課
06 - ○○○○ - ○○○○

（様式６）

大八松〇第　　号

平成　　年　　月　　日

（契約の相手方）

所　在　地

商号又は名称

代表者　氏名　　様

部　　課

検査職員 役職 氏 名

工事成績評定通知書（再通知）

平成 年 月 日付け大八松〇第　　号において、工事成績評定通知を行いましたが、次のとおり、工事成績評定を修正しましたので通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が本組合における執務の休日に当るときはその翌日）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

１ 工　事　名　称

２ 契　約　番　号

３ 工　　期

４ 成績評定結果　修正前：　　修正後：

５ 修　正　理　由

６ 送　付　先　※

７ 手続等の問い合わせ先※

※送付先、手続等の問い合わせ先は各課事情に応じたものとしてください。

（様式７）

大八松〇第　　号

平成　　年　　月　　日

（契約の相手方）

所　　在　　地

商号又は名称

代表者　氏名　　様

事務局長〇〇〇〇　　㊞

工事成績評定に係る説明書

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容につきまして、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、この書面の回答を受けた日から起算して１４日（期間の末日が本組合における執務の休日に当るときはその翌日）以内に書面により、再説明を求めることができます。

再説明は、書面により回答いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１ 工　事　名　称

２ 契　約　番　号

３ 疑義に対する回答

４ 送　付　先　※

５ 手続等の問い合わせ先※

※送付先、手続等の問い合わせ先は各課事情に応じたものとしてください。

（様式８）

大八松〇第　　号

平成　　年　　月　　日

（契約の相手方）

所　在　地

商号又は名称

代表者　氏名　　様

事務局長　〇〇〇〇　　㊞

工事成績評定に係る再説明書

平成　　年　　月　　日付けで貴社から再説明を求められました評定内容につきまして、審議の結果、下記のとおり回答します。

記

１ 工　事　名　称

２ 契　約　番　号

３ 疑義に対する回答